



感染症法の改正について

1. 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等の改正については、以下の方向で検討し、次期臨時国会に必要な法案の提出を目指すこととする。

（1）感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】

<感染症発生・まん延時における確実な医療の提供>

- ② 都道府県等と医療機関等は、感染症発生・まん延時（国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症の発生及びまん延時をいう。以下同じ。）の具体的な役割・対応等（病床、発熱外来、自宅療養者等に対する医療の提供、後方支援、人材派遣、個人防護具の備蓄等）について、あらかじめ、医療機関等の機能を踏まえ協定を締結することとする。（加えて公立・公的医療機関等や特定機能病院・地域医療支援病院にはその機能を踏まえ感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供を義務付け、その他の病院との協定締結を含めた都道府県医療審議会における調整の枠組みを創設）。あわせて、保険医療機関等は、感染症医療の実施について、国・地方公共団体が講ずる措置に協力するものとする。さらに、都道府県等は、医療関係団体に対し協力要請できることとする。また、初動対応等を含む特別な協定（以下「特別な協定」という。）を締結した医療機関に対して、都道府県は、感染症流行初期において感染症流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置（以下「流行初期医療確保措置」という。）を講ずることとする。

あわせて、都道府県等は、協定の履行状況等の報告徴収・公表を行うとともに、協定に沿った対応をしない医療機関等に対する勧告・指示・公表（特定機能病院・地域医療支援病院については、指示に従わない場合に承認を取り消すことができること）を行うこととする。

- ③ 流行初期医療確保措置は、当該感染症に対する診療報酬の上乗せや補助金による支援が充実するまでの暫定的な支援とし、その措置額については、感染症発生・まん延時の初期に、特別な協定に基づいて対応を行った月の診療報酬と感染症発生・まん延時以前の直近の同月の診療報酬の額等を勘案した額とする。

流行初期医療確保措置の費用については、公費とともに、保険としても負担することとする。

第152回医療保険部会（令和4年8月19日）

- 今回は減収補償の仕組みまで検討いただいているが、このことは医療機関においても大変心強い視点。今後いろいろな意味でブラッシュアップしていられると思われるので、より良いものになるように御尽力をお願いしたい。
- 減収補償の費用負担者に保険者も入っているが、承服できるものではない。医療供給体制の確保は大変重要だが、感染症蔓延時に必要な医療機能や保険診療体制を維持するための費用については、基本的に公費によって賄われるべき。
- 保険者の負担や公費の投入も想定されていることを踏まえると、減収補填は真に感染拡大防止に貢献する医療機関を対象に行われることとすべき。
- 診療行為がないにもかかわらず、保険者が費用負担することはおかしい。保険者である健保組合や加入者の理解は得られにくい。仮に、保険者の負担を検討するとしても、例外的かつ限定的な取り扱いとすべきであり、保険者の負担が過大にならないよう対応いただきたい。
- 危機発生時に感染症がまん延することを防止する目的で行われる感染症対策は、行政の責任において、費用は公費負担で行われることが原則。感染症対策に保険者負担が入り、これまでの原則が崩れてしまうこととなるので、本件については慎重を期すべき。
- このような案をお示しいただく前提として、今般の新型コロナウイルス感染症において、平時、流行初期、それ以降の、医療機関の経営状況がどのようなであったのか、具体的な検証データをご提示いただくことが必要。
- 運用開始の議論とともに、一旦補償が始まった後、どのような状態になった場合に補償を終えるのかという終わり方についても併せて議論しておく必要。仮に減収補償の目的が流行初期の対応という部分に焦点を置くのであれば、そこに限定するというのも1つの考え方。
- 詳細な制度設計に当たり、各都道府県と丁寧に協議をいただくとともに、国の責任において十分な財政支援をお願いしたい。また、各保険者も費用の一部を負担するとしているが、保険者の財政運営に支障が生じないよう、十分な配慮をお願いしたい。

- 感染症対策は、まん延による健康被害拡大の防止により、公衆衛生の保持・増進を図ることを目的としており、行政の責任において取り組むべき施策であり、公費が中心となって支えてきた。
- 新型コロナウイルス感染症への対応においては、感染症医療に係る医薬品や個人防護具等のかかり増し経費のほか、病床確保など、感染症医療の提供に当たって必要な体制確保に係る経費について、累次の措置に基づき、公費負担により賄いつつ、直接的な医療については、上乗せなどの数々の特例措置を設けた上で、診療報酬（保険給付）により賄ってきたところ。
- 今般、感染症法等の改正により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症について、当該感染症危機発生時において、流行初期医療確保措置により、協定締結医療機関が協定に従い必要な医療を迅速に提供する仕組みを講ずることとしている。これにより、
 - ・ 被保険者でもある感染症患者が適切な医療提供を受けることができ、
 - ・ 感染症患者以外の被保険者についても、通常の保険診療が中断されず、必要な医療が確保されるなど、広く被保険者が受益する面があり、また、
 - ・ 経済活動の制限等の感染症対策を必要最小限に止めることで、適切な社会・経済活動の維持につながり、必要な保険料の確保に資する
 - ・ 当該措置は、当該感染症に対する補助金による支援や診療報酬の上乗せ措置が充実するまでの間の暫定的な支援であることから、流行初期医療確保措置の費用については、公費とともに、保険としても負担することとする。

※ 具体的なイメージは次ページ参照

※ 診療の対価以外に、保険者から医療機関へ金銭を拠出している例として、病床転換支援事業がある。これは療養病床から介護保険施設等に転換した場合の整備費を補助する事業であり、医療給付費の削減効果があることから、保険者も費用の一部を負担している。

流行初期医療確保措置について

1. 措置の目的・内容

- ・ 「初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関」について、協定に基づく対応により経営の自律性(一般医療の提供)を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療(感染患者への医療)の提供をすることに対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う。
- ・ 支援額は、感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う(※)。その上で、感染症流行前の診療報酬収入と、当該年度の診療報酬収入に補助金を加えた収入との差額になるよう精算を実施(支援額の範囲内で補助金の額を返還)。

※ 病床確保(入院医療)を行う医療機関には外来も含めた診療報酬全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関には外来分の診療報酬のみを勘案する。

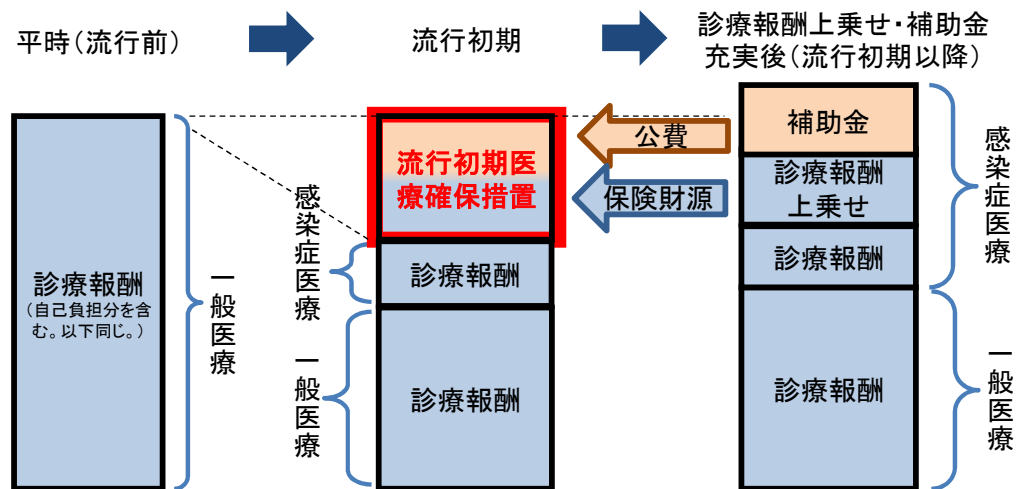
※ 自己負担分・公費負担医療分も補償するため、診療報酬収入の差額に10/8を乗じる。(国民医療費:医療保険・後期高齢給付分80.5%、自己負担分12.3%、公費負担医療給付分7.3%)

2. 事業実施主体 都道府県

3. 費用負担

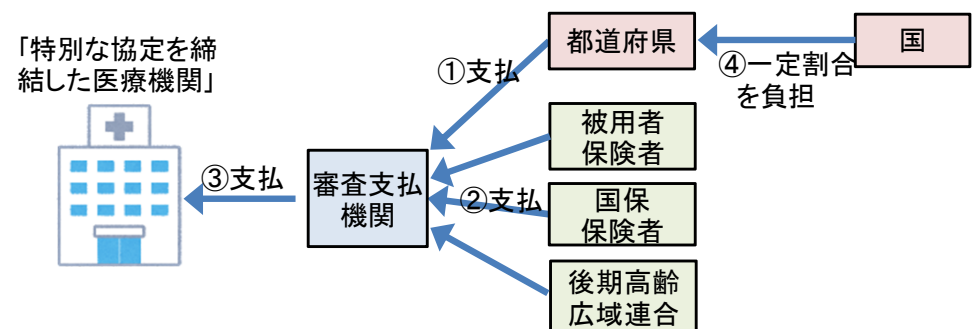
- ・ 措置に関する費用は、公費と保険者で負担することとする。支援額の負担については、今回新型コロナウイルスへの対応を行った病院の収益構造を勘案し、公費(国、都道府県)と保険者(被用者保険、国保、後期高齢広域連合)の負担割合は1:1とする。
- ・ 支援額の各保険者の負担は、対象医療機関に対する直近の診療報酬支払実績に応じて按分することとする。また、保険者からの拠出金については、保険者間の財政調整(前期高齢者財政調整、後期高齢者支援金)を実施し、協会けんぽ、国保、後期高齢広域連合からの拠出には、通常の医療給付と同様に公費負担を行う。

平時(流行前)、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後(流行初期以降)における「特別な協定を締結した医療機関」の収入(イメージ)



流行初期医療確保措置の支払いスキーム(イメージ)

- ① 都道府県から、審査支払機関に対し、支援額の一定割合を支払
- ② 各保険者から、審査支払機関に対し、支援額の一定割合を支払
- ③ 審査支払機関から「特別な協定を締結した医療機関」に対し、支給対象月の2か月後に支払
- ④ 都道府県の支払い額の一定割合を国が負担

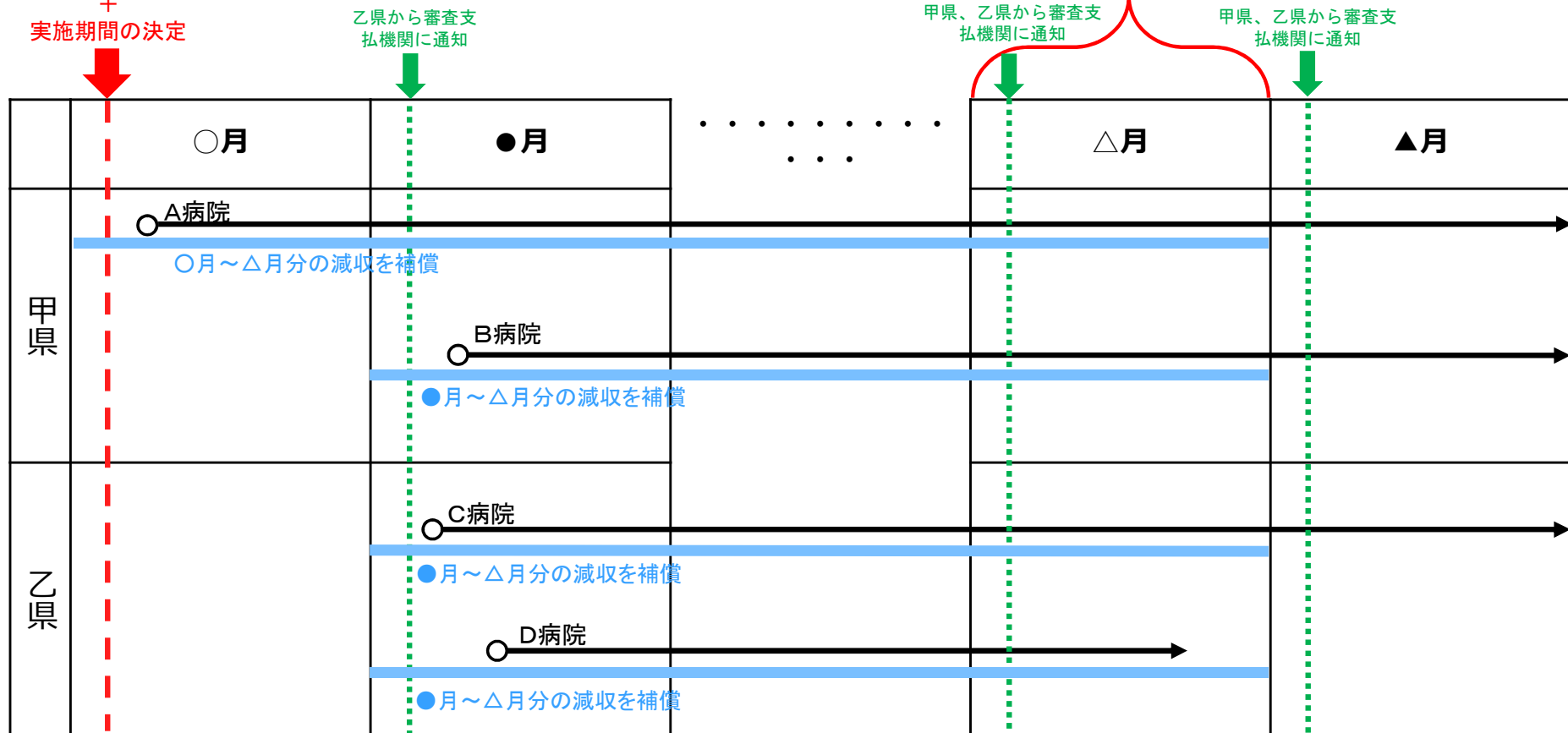


流行初期医療確保措置の実施期間について

- 厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表がなされた場合、感染症流行初期の期間として、厚生労働大臣が流行初期医療確保措置の実施期間（月単位、全国一律）を定める。
- 都道府県が特別な協定に基づき、協定締結医療機関に対し、病床の確保等の対応の要請を行い、当該期間内に当該医療機関が実際に対応を行った場合、流行初期医療確保措置を実施する（都道府県は翌月の10日までに対象医療機関を審査支払機関に通知する。）。
- 実施期間については、感染症のまん延状況がある程度判明し、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでを想定しており、あくまで例外的な状況の下での措置であることを前提に、一定の期間を設定する（ただし、まん延状況等に鑑みて、前倒して終了、又は延長することができることとする）。

新型インフルエンザ等感染症等に
係る発生等の公表
+
実施期間の決定

流行初期医療確保措
置終了月



→ は協定に基づく対応を行った期間

新型コロナウイルス感染症対応への対応時における病院の経営状況

○ 新型コロナウイルス感染症への対応が本格的に始まった令和2年度前期において、病床数上位500病院の対前年からの減収額は以下のとおりであった。

(令和2年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
病床数上位 500病院の減収額	約▲555億円	約▲934億円	約▲274億円	約▲379億円	約▲323億円	約11億円